

## 青森市魅力再発見動画制作業務仕様書

### 1 業務の名称

青森市魅力再発見動画制作業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

### 3 業務の目的

本市への移住・定住促進のために動画共有サイト YouTube 等で配信する動画として、青森市で暮らす人も本市の魅力を再認識できるような「青森市での暮らし」にフォーカスをあてた「一人称視点の Vlog 風動画」を制作することを目的とする。

### 4 業務の主な内容

動画の企画・構成・脚本、出演者のキャスティング、撮影、編集等を行い、3 分程度の動画及び最大 60 秒のショート動画を制作すること。また、動画の制作に当たり撮影した映像についても、撮影素材として全て納品すること。

#### （1）企画・構成

①受託者主体で業務目的に沿った動画の企画立案を行い、撮影前に絵コンテやサンプル動画等を使用し、委託者と協議の上、動画構成を決定すること。

②制作する動画の題材は、青森市での日常シーンを想定。

コンセプトとして、青森市への移住者の視点で、青森市の日常シーンの魅力を発信することによって、青森市在住者も本市の魅力を再認識できる動画を制作すること。

（例：AOPASS でバスに乗る、市場で買い物、青森駅前散歩、あおもり冬の暮らし（雪かき・タイヤ交換）、夏にはねぶた一色になる、とある日の休日の過ごししかた、銭湯での朝風呂等）

#### （2）撮影

①撮影は委託者の承認を受けた後に行うものとし、撮影の申入れ、撮影許可の申請等が必要な場合は、その手配、肖像権等の諸権利の整理、撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。また、個人情報の映り込みがないよう十分配慮すること。

②撮影に必要となる一切の手配をし、撮影に係る交通費、施設入場料等の費用については、受託者が負担すること。また、撮影に関し安全の確保に配慮した体制を整えること。

③天候不良等により十分な撮影ができなかった場合は、スケジュールを変更する等、十分な品質を担保した成果品となるよう、留意すること。

④撮影は 4K 規格以上で撮影することとし、必要な機材は受託者が用意すること。

### (3) 編集

①受託者は撮影した映像を基に BGM や音声、テロップ挿入を行うこと。編集に使用する機材及び消耗品等は受託者が負担すること。

②動画の最初と最後に委託者の指定する素材を挿入すること。

③受託者は委託者に動画の内容確認を最低 1 回は行うこと。修正が生じた場合は、委託者の指示により受託者は修正を行い、完成させること。

### (4) 納品

①制作した動画は、二次利用が可能な形式で委託者の指定する方法（外部記録媒体、クラウドストレージサービス、大容量データ転送サービス等）で納品すること。

②撮影素材については、撮影対象、撮影内容等が容易にわかるように整理し、二次利用が可能な形式で委託者の指定する方法（外部記録媒体、クラウドストレージサービス、大容量データ転送サービス等）で納品すること。

③外部記録媒体を使用する場合は、受託者が用意すること。

④制作した動画、撮影素材ともに完成したものから順次納品すること。

## 5 動画制作の規格等

### (1) 基本的事項

①解像度：3,840×2,160（横動画）及び 1,080×1,920（縦動画）、コンテナ：mp4、音声コーデック：AAC-LC（48khz・320kbps ステレオ）、動画コーデック：H.264、フレームレート：30fps、ビットレート：30Mbps 程度とする。

②動画共有サイト YouTube のほか SNS での公開等に利用するため、BGM やフォント、エフェクト等の受託者が追加する要素については、著作権フリーの素材を使用すること。

### (2) 制作物

#### 動画データ

ア 再生時間 横動画：3 分程度 縦動画：最大 60 秒

イ 制作本数 年間 4 本（横動画・縦動画を合わせて 1 本とする。）

## 6 著作権等の取扱い

(1) 納品された成果品の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）は委託者に帰属する。また、成果品は、委託者等が長さを調整するなどの再編集や、他からの依頼で、部分的に素材として提供するなど、委託者等による無償での二次利用を可とし、契約期間の終了後も受託者の承諾は不要とする。

- (2) 成果物について、受託者は委託者及び委託者の指定する者に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合はその手続を行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は、契約金額に含むものとする。

## 7 その他

- (1) 委託者と十分な協議・調整を行いながら進めることとし、仕様にない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (2) 内容等に変更が生じた場合には、委託者及び受託者の間において対応を協議する。
- (3) 受託者は、実施に係る検討内容及び進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。
- (4) 受託者は、業務上で知りえた個人情報、機密及びその他の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。特に個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止、その他の適切な管理に努めることとする。このことについては、本契約終了後も同様とする。

## 【参考】

- ①[ short trip vlog ] 大鰐町 | ふらっと温泉旅 | 弘南鉄道 | わにLINE  
<https://www.youtube.com/watch?v=a3wFUdCoL3s>
- ②DISCOVER KANUMA  
[https://www.youtube.com/watch?v=WnrFoT69\\_EY](https://www.youtube.com/watch?v=WnrFoT69_EY)